

一八五〇・六〇年代ドイツの歴史協会 —ナッサウ歴史協会と全体協会—

若 尾 祐 司

はじめに

- 一 反動期ナッサウ歴史協会の転換
- 二 全体協会の設立と活動
- 三 ナッサウ歴史協会の発展と公国との消滅
おわりに

はじめに

一八五二年に設立された「ドイツ歴史・古学協会全体協会」は、すでに一世紀半を超える歴史を刻んでいる。現在、二二〇ほどの個別協会が参加し、その傘下には一三万人の歴史愛好家が集っている。⁽¹⁾ 個別協会の規模は多様であり、市町村から県・州まで行政の単位と重なるものも、重ならないものもある。いずれにせよ、多様な意味での

「地域」(Region)を主体とする歴史学習の組織である。そこで問題になるのは、何ゆえドイツ近代の歴史の中で、このように広く深く歴史学習の根が地域に張られていったのか。さらに、こうした地域の歴史学習は、ドイツ近代の歴史過程において、いかなる役割を果たしてきたのか、という問題である。

果たして歴史学習の広がりと深化は、ゆがみなき歴史理解と、これに基づく未来への方向づけに貢献してきたのか。広い市民的基盤の上に築かれたドイツ歴史協会の歴史は、それ自体、歴史学習の意味を問う格好のケース・スタディである。

もちろん、ドイツ近代の歴史一般と同様に、歴史協会の歴史も一直線ではありえない。多様な局面があり、糾余曲折と中断もあった。第二次大戦期の中斷を経て戦後、最初のフランクフルト大会で全体協会の会長に選出されたフランツ・シュナーベルは、同じく中断されていた機関誌『ドイツ・ラント史雑誌』の戦後の第一号（第八九巻、一九五一年）に「緒言」を寄せ、つぎのように述べている。

「よく考えてドイツでは、ラント史研究の中央機関、あるいは中央事務局や事務局も設置されなかつた。この分野の活動はすべて、自由な全体協会とその機関誌において取りまとめられている。諸協会の作業は小さな事柄に取り紛れないので、もつと高い視点を目指すべきである。しかも、その作業は単に史料を収集し、学問的に取り扱う研究機関にこれを提供することだけではない。そんな形では、わが協会は、もはや収集を果たすこともできないだろう。なぜなら、収集という作業は全体の概観を、自己探索と自己比較を前提とするからである。われわれは、この深い精神的な着想を忘却してはならない。この着想をもつて、ヤーコブ・グリムとヴィルヘルム・ハインリヒ・リール、その他の人々が、諸協会の自由な発展を尊重し同盟者とみなしつつ、ドイツの民（フォルク）に関する学問を創出したのである。全体協会とその機関誌は、個別協会の協力を強化する中心であるが、その自由を狭めるも

のではない。各都市、各県、各州で、それぞれの歴史的事情から課題は常に異なつて立てられ、異なる形で取り扱われ解決されねばならないのである」と。⁽²⁾

以上のように、歴史協会の第一の特質は、「ドイツの民（フォルク）」という「全体」への着想に導かれ、過去の文化遺産を「救出と収集」する地域活動である。これと結びついて、シュナーベルが強調する第二の特質は、歴史研究における専門家と愛好家の協力・共同関係である。すなわち、歴史協会の作業は端的に「フォルクの歴史 die Geschichte des Volkes を育む」ことにある。それには、学問的な関心をもつ男女住民の積極的な参加が不可欠であり、「自己満足的な専門家の狭い範囲」ではなく、「フォルクの近く」にあるべきである、と。女性の参加は戦後のことであるが、専門家と愛好家との共同関係は、歴史協会の一貫した特質である。

ところで近年、ヴェルナー・コンツェやオットー・ブルンナーなど戦後ドイツの社会構造史について、そのナチス期「フォルク史 die Volksgeschichte」との連続性が問題となっている。⁽⁴⁾しかし、この問題は、当該歴史家の個人的な歴史観と方法の検討のみをもつて決着つけられるものとは思われない。なぜなら、「フォルク史」はコンツェやブルンナーの専売特許ではなく、シュナーベルが言う歴史協会の歴史学習・研究の特質と完全に重なるからである。国家・政治史中心のアカデミズム史学と平行して、地域の文化・社会史に基軸を置く歴史協会の作業があり、この後者の伝統の上にナチス期「フォルク史」があつたと言つても過言ではないだろう。

それでは、「フォルクの歴史」への関心は、どのような形で方向づけられたのか。「緒言」に統いてシュナーベルは、論文「祖国研究の起源」で、「祖国」＝ネーションの文化的構築を導いたドイツ特有の歴史環境を析出している。すなわち、一七八七年と一七八九年、アメリカとフランスで国民的立憲国家のモデルが成立した。このモデルに沿つて二ーブールは一八一五年、「单一部族の民 Völker を分離したり、異なる諸部族の民を結合したりする国家

状況よりも、国民性の共同態はもつと高次のものである」という、「国民を国家の上位に置く革命的テーゼを打ち出した。⁽⁵⁾ このテーゼとともに、前世紀を支配した普遍主義の思想に代わって、しだいに国民思想が広がっていく。その出発点は「ロマン主義、外国支配、解放戦争」であり、すでに自由戦争への準備の中で「普遍性から国民性へと自然に進むドイツ史の再発見が重要な力を与えた」⁽⁶⁾ のであった。

しかし、一八一五年のウイーン会議で、フォン・シュタイン男爵はじめヨーロッパ各地の愛国者たち Patorioten は排除され、国民なき王朝連合の国家システムが再建される。この国家なきヨーロッパの諸国民の中でも、「ドイツの民は最古かつ最大であり」、しかも古典文学の隆盛によって「国民的成長」が始まっていた。かくて、国民なき國家の支配下において、国民を指向する愛国者に残された道は、すべてのドイツ人がばらばらに持っている遺産、すなわち言語・文学・歴史・芸術を保護し、その瓦礫の中から国民を再構成し、国家がその手に落ちることを待つことであった。⁽⁷⁾

この「ドイツの民と文化」の学問をなんと呼ぶのか。「ゲルマニステン」の呼称は、当初は法学者に限られていたが、一八四六年フランクフルトでの「ゲルマニステン大会」に歴史家や文献学者も参加した。これにより、ドイツ的要素を指向して法・言語・歴史を研究する者が、広くゲルマニステンと称することになる。⁽⁸⁾

このようにして新しい学問、すなわち「祖国研究 vaterländische Studien」は、「前進する時代のリアリズム、ドイツ・ロマン主義とその遺伝的思想、愛國的衝動、失われた連続性を再び取り結ぶ欲求」から成立した。したがって、その第一の作業は「救出と収集」であった、と。

しかし、他方でシュナーベルは、「祖国研究」の「矛盾」をも指摘している。すなわち、歴史愛好家たちが歴史研究を推進し、「その全生活を歴史の記憶で飾り立てたとしても、一九世紀は根底において非歴史的な時代であつ

た」。彼らの多くは「進歩の喜びに身をゆだね、自然に生育した社団的諸力を組み込み継承すべく試みることは少なかつた」。つまり、「それ以前の時代が知ることのなかつた、あの巨大な規模での文化遺産の破壊は、まさしく一九世紀に初めて開始された。学問的な自省、すなわちロマン主義的な『自己の本質への回帰』が、これを阻止することはなかつたのである」と。

以上、ナチス期を潜り抜けた緊張感の中で出された、シュナーベルの見解をやや詳しく見てきた。それというのも、ヘルマン・ハインペルの『史学雑誌』一〇〇周年記念論文⁽¹⁾や全体協会の一〇〇周年および一五〇周年記念の回顧論文⁽²⁾と比較し、そこには歴史協会の歴史理解のために、はるかに鋭利な問題提起が潜んでいると思われるからである。問題は、第一に国民と国家の関係であり、そして第二に国民と地域の関係である。

第一の点について、シュナーベルは大きな見通しを与えている。他方、第二の点について、たしかに「社団的諸力」こそ、かつての時代における地域文化の中心的な担い手であった。したがって、そこには国民文化と地域文化の相克という問題が示唆されている。しかし、国民経済が不可避免的に広がっていく時代、地域文化の問題は単に「社団的諸力」の維持では済まされないであろう。国民化の時代の中で歴史協会は、どのように地域の文化的アイデンティティ形成に関わったのか。

この問題は、半世紀前と比べはるかに重要な意義を有している。ヨーロッパ統合とともに国民化の時代が終焉を迎える現在、国民に代わって地域の文化的アイデンティティは、これまで以上に切実な問題となつていているからである。国民と地域の文化的確執の中で、国民的利害関心から地域の文化研究に主軸を置いてきた歴史協会は、地域の文化利益にどこまで添うことができたのか。この視点から、歴史協会の過去を批判的に捉え直すことが必要である。

以下、本稿では三月革命期からドイツ統一に至る時期に限定し、この過程でプロイセンに併合される小公国ナッサウの歴史協会を検討対象とする。同時に、個別のケースと全体的な動向との関連を把握するため、全体協会の設立と活動を追跡する。

第一章 反動期ナッサウ歴史協会の転換

一八四八年三月蜂起に始まるドイツ各地の民衆運動は、一八四九年初夏のライヒ憲法闘争において最終局面を迎える。同年三月フランクフルト憲法草案に基づくドイツ立憲制への夢は、五月三日のドレスデン蜂起からライン地方、ファルツ、バーデンの蜂起へと広がった。しかし、プロイセン軍の出動により、ドレスデン蜂起は一週間で、ライン流域の革命勢力も七月二三日ラシュタット要塞の陥落をもって制圧される。同年の秋には、フランス、イタリア、ハンガリー、ドイツの民主主義運動は王朝勢力によって一掃され、反動化の波がヨーロッパを覆った。

小公国ナッサウも例外ではなかった。一八四九年六月にA・ヘルゲンハーン自由主義内閣は退陣し、立憲派の季節は終わりを告げる。たしかに、ナッサウでは同年一二月二八日、一年前にフランクフルトで公布された同憲法に繼承された「ドイツ国民の基本権」を再確認しつつ、立憲制を保障する憲法勅令が公爵アドルフによって出されている。革命派が敗北した段階でも公爵は、なお革命の圧倒的な印象の下に、プロイセン国王を君主に抱くフランクフルト憲法に、公爵家救済の道を見ていた。しかし翌年に入り、プロイセン主導の統一国家がオーストリアの抵抗で阻まれたとき、ウイーン宫廷との深い結びつきをもつ公爵は、一転してオーストリア側に身を寄せた。これによりナッサウ市民層は、ドイツ関税同盟からの離脱という経済的脅威とともに政治反動にさらされ、公爵との対立を深

めていくことになる。⁽⁴⁾

ナッサウの政治反動は、四八・四九年における民主派の中心人物K・ブラウンら三名の官吏の左遷・罷免に始まり、五一年八月ドイツ連邦議会による「ドイツ国民の基本権」破棄の決定を受けて一挙に加速された。五一年一月には憲法勅令が破棄され、身分制の第一院が復活された。官吏の政府批判は禁止され、集会・結社の自由は制限されて警察の許可制となり、革命勢力の温床となつた体操協会も禁止された。五二年二月にはオーストリア寄りの将軍A・v・ザイン＝ヴィットゲントシュタインが大臣となり、その統治下でナッサウ政治は革命前の状態に逆戻りし、公爵アドルフの関心はもっぱら王領地の回復と狩猟に向かつた、という。⁽⁵⁾

このような革命から反動へという政治的激変のなか、ナッサウ歴史協会はどのような連續と断絶を経験したのか。この問題について、W・H・シュトルクの研究は、規約改訂と関連して以下の点を確認している。第一は、協会の目的について、古学と歴史研究の順序が逆転したこと。⁽⁶⁾ 第二是、F・T・フリーデマンの提案に基づき、月例会や部会など活動スタイルの刷新が図られたこと、である。⁽⁷⁾ しかし、これらの点も以下に見るよう、F・G・ハーベルからJ・H・ロツセルへの協会秘書の交代と結びついていた。むしろ協会秘書の交代に、革命後の反動期における歴史協会の位置が、象徴的に示されたと思われる。というのも革命期に、ハーベルはナッサウ邦議会の右派議員であったのに対し、ロツセルは稳健民主派の代表的人物だったからである。したがつて、規約改訂や活動スタイルの変化のみならず、役員会メンバーの変化が関心的となる。

一八四七年九月の第二二回大会から三月革命を間にはさみ、ナッサウ歴史協会の第一三回大会は一八四九年一二月二〇日に博物館の会議室でもたれた。この間の事情を秘書ハーベルは、以下のように説明している。

ナッサウ公国の首相で会長のG・メラーは、四八年五月公職引退とともに会長職をも辞し、その役割はハーベル

に委ねられた。しかし、ハーベルは邦議会議員に選出され、「二、三ヶ月前までほとんど休みなく続いた邦議会における私の大量業務のため、わが協会の仕事をすることが許されなかつた」⁽⁴⁾と。

革命期のナツサウ邦議会においてハーベルは、土地所有者の代表として右派に属していた。とはいへ、ヘルゲンハーン立憲政府に対して反対派を構成していたわけではない。議員ハーベルについて、立憲政府の中心にあつたW・H・リールは以下のように評している。「ハーベルは容易に反対派となりうる右派議員である。なぜなら、彼にとって政府は新しいモードにあまりにも譲歩しすぎ——例えば所得税問題や一〇分の一税問題——だからである。彼は古く律儀な男で、心から信念に忠実であり、厳しく節約した予算の大いなる味方である。このような人物を、われわれはもっと多く必要としている」と。⁽⁵⁾

「古く律儀な男」ハーベルは、一八二一年から協会秘書を務め、一八三四年大会から大会報告を受け持ち、発掘の指揮から博物館コレクションの収集まで、協会活動を一手に支えてきた。その彼も、革命期には議員活動に明け暮れ、年報の刊行や大会の開催は延期され、協会の活動は停止状態に陥っていた。この二年間の空白を謝罪しつつ、四九年大会のハーベル報告は、その三分の一をフリーデマン非難に費やしている。

ハーベルとフリーデマンの対立は四〇年代前半でさかのぼる。ヴァイルブルク・ギムナジウム校長で著名なフリーデマン⁽⁶⁾は、ナツサウ中央文書館（イドシュタイン）の館長となり、文書研究誌の刊行を計画して政府に申請をした。すでに公国では歴史協会の『年報』が発行されており、政府はフリーデマンの申請を歴史協会役員会の鑑定に付した。役員会は『年報』との結合を提案し、したがつて政府は文書研究も『年報』に掲載するよう指示した。しかし、ハーベルが編集する『年報』の刊行はどどこおり、フリーでマンは自力での文書研究誌の発行を余儀なくされたのであった。

加えてフリー・デマンは、四五年の大会で用意していた講演「ナッサウの地区名の起源」について、ハーベルの拒否的態度に出会う。四九年大会でのハーベルの説明によれば、「フリー・デマンの出席は意外であり、「彼は退会しているとの記憶」で対応して怒りを招き、仕方なく自分の報告を短縮してフリー・デマンに講演の時間を与えた。さらに、四七年大会でもフリー・デマンは講演を申し出たが、「二年間での収集品は多く、私のほう三時間の報告も多くを短縮・削除したものであり」「時間はなく誰も講演はできず」、「フリー・デマン氏は一人不満そうに立ち去った」と。

こうしたハーベルの対応に対してフリー・デマンは、ヴィースバーデン市民の「公共の新聞」で批判を行つた。また、四九年九月二〇日付け会長メラーあて書簡において、近隣諸国の歴史協会の活動に触れつつ、ナッサウ歴史協会の規約を改正し、内外への関係改善を図ることを訴えた。しかし、同年の二三回総会では、役員六名のうち五名は再任され、一名のみの交代をもつてハーベル体制は維持された。⁽²⁾ただし、この総会では会員一八名の死亡と八〇名の退会という、大幅な減少を記録している。古学研究の実績に裏付けられたハーベル中心の協会活動は、ほぼ年次総会の開催に限定され、会員活動の余地はなかつた。フリー・デマンや会長メラーの刷新要求をハーベルは受け入れず、もはや協会活動は停止状態にあつた、と言つてよからう。

一八五一年七月二十四日開催の第二四回大会は、これまでにない論争的な大会となつた。この大会の議事録⁽²⁴⁾によれば、議長シュトローベルの下、恒例のごとくハーベルは報告を始めようとした。しかし、動議が出され、まず議事録の記録者に学校監督官J・エーベナウが選出された。さらに動議が出され、ハーベル報告の前に役員選出を行うことが議決された。そして、選挙に入り、出席者は三五名であることが確認され、投票用紙により記名投票が行われた。その結果、会長L・V・レーフ男爵ほか役員に商人レーゲンビュール、医務官W・ヴァイス、建築官キーム、K・ロッセル博士ら六名が二〇票以上で当選し、これにハーベル一五票、その友人W・L・A・V・ブロイシエン

男爵一二票、エーベナウ一〇票と続いた。この新役員の決定後、すぐさまロッセルが新役員会に規約改正を付託する提案を行い、この提案が採択される。その後に、ようやくハーベルの報告に入った。そして、ハーベルの報告終了後、彼の長年の活動に関する感謝の表明をエーベナウが提案した。しかし、ハーベルは役員に再選されなかつたため、この提案を断つた、という。

注目すべきは第一に、従来二〇名を越えることのなかつた、大会出席者の多さである。第二に、動議が出され、ハーベルの事務的報告から大会風景が一変したことである。三月革命は挫折したが、革命の中で培われた議論スタイルが、この大会を占拠したように思われる。というよりも、政治的な協会活動が禁止されるなか、歴史協会に市民的結集の活路を見いだそうと、この大会にヴィースバーデンの稳健民主派グループが備えたのではないか。そうした推測を禁じえない。

新しい役員六名のうち医務官ツァイス博士と建築官キームは再任である。ナッサウ独自の医療制度のため、ツァイスは医務官の官職をもつが、本業はヴィースバーデン民主派の活動拠点ホテル「四季」の経営者であり、ヴィースバーデン「人民の諸権利を守る協会」の有力メンバーであつた。その政治的態度のため、五二年には医務官の官職を剥奪されている。⁴⁴ ナッサウ歴史協会の役員会にツァイスは四一年総会で選出され、六一年の死に至るまでその地位を保持する。キームは遺産保存の専門家であつた。残り四名は新任であり、とくに重要なのはロッセルである。一八一五年生まれのロッセルは、フリーデマンの下で学んでいる。ゲッティンゲン大学で神学と哲学を学修したのち、一八三九年ナッサウに帰つてヴィースバーデン高校の教員となり、ディレンブルク高校に転じた副校長の時代に三月革命を迎えた。この革命の中で彼は、ディレンブルクの「人民の諸権利を守る協会」の会長として活動し、四九年五月フランクフルトでの三月協会中央会議にも代表として出席した。同年一二月に政治難民募金の罪で

一八五〇・六〇年代ドイツの歴史協会（若尾）

逮捕され、服務違反の審査にかけられる。すでに反動化していた『ナツサウ一般新聞』は、民主派協会の役職と教員職とは相容れないと主張した。この主張に圧されてロッセルは、民主派協会の地区会長職を辞し、政治活動から身を引いた。ただし、左遷されていたブラウンがこの時期にディレンブルクの上訴裁判所検事に赴任し、地区協会の会長職は彼に引き継がれた、という。^四

もちろんロッセルは、歴史協会に以前から参加していた。ヴィースバーデン高校教員の職にあつた四五年大会で、講演「キードリヒ礼拝堂の再建状況」を行つてゐる。この礼拝堂修復のためロッセルは四五一年フローリンを集め、とハーベルは報告している。^五礼拝堂修復募金から政治難民救済募金へと、ロッセルの行動力をうかがうことができる。

政治協会の会長職のみならず副校長職をも失つたロッセルは、ヴィースバーデンに戻り私教師となり、五一年七月の歴史協会大会を迎えたのであつた。この大会に向けて、ロッセルとツァイス、そしてフリーデマンらにより、どのような準備がなされたのか、詳細を明らかにすることはできない。しかし、前二者は政治協会の活動が禁止されるなか、歴史協会の文化活動に市民的連帯の重要な場を求めていたはずである。そして、フリーデマンはハーベル独占の打破による活動刷新を求めていた。反動化の只中において、市民的文化活動による市民的連携の確保と蘇生という点で、「自由と統一」を指向したナツサウ市民層の思惑が一致し、その期待が歴史協会にかけられたことは疑いない。会長に選ばれたv・レーフもヴァイルブルク・ギムナジウム出身であり、一八四〇年からのナツサウ勤務で官職にあつたが、チューリヒ大学教授の経験をもつ法学者であつた。

第二回大会から一ヶ月後の九月七日、規約改正の大会がもたれる。この間の経緯について、エーベナウは次のように報告している。会長に選ばれたv・レーフは公務多忙で断り、また商人レーゲンビュールも多忙で断り、補

欠のハーベルとv・プロイシェンは共に退会し、「そのため順番が私に回ってきて引き受けねばならないと思つた」⁽²⁾と。エーベナウは直ちに会長代理に指名され、その上で、協会秘書となつたロツセルが報告に入る。

ロツセル報告は、国内外の五〇を越える協会との雑誌交換、v・プロイシェンの銀貨寄贈、財務関係委員会の設置を述べ、会員動向に触れる。退会者一二名、死亡一名、入会者六名で、会員数は一七五名であり、「最近の危機も協会を振り動かすことはできなかつた。そのすばらしい目的を常にしつかり堅持するならば、人々の信頼が再び協会に寄せられるであろうと、確信をもつて言うことができる」と。

この会員動向には、一九世紀の前半から後半へ、協会の性格変化が象徴的に示されている。すなわち、一名の年金生活者を除き、退会者はすべて上・中級の官吏であつた。これに対し、六名の新入会者には検事ブラウンの名がある。その他は、二名の下級官吏、製本業者・飲食店主・商人が各一名であつた。官製組織から一般市民の組織へという明確な方向性である。⁽³⁾

こうした市民組織への転換は、規約改正により意識的に進められる。たしかに、規約改正の原則は、「本質的な諸規定はできるだけ変更しない」とされた。したがつて、協会の目的規定も、従来の規定を継承しつつ古学研究と歴史研究の順序を入れ替え、歴史研究を先に置いたのみである。より大きな変更は、活動刷新の方策である。役員会は七名から九名に増員され、選出方法も隔年から毎年半数改選とされ、さらに会員の月例会が規定され、研究作業のための部会規定が置かれた。

この大会議事録は、新規約と会員リストを添えて、五一年一〇月一〇日付け『会報 Mitteilungen』第一号で、直ちに会員に伝えられた。月例会、部会、会報の発行は、四九年フリードマン書簡の提案事項であり、協会活動を会員全体に広げようとするものであった。その一ヶ月後には、さるに会報第二号（一一月二三日）が刊行され、正会員

二七名の増加、会員の図書館利用の広がり、部会設置が伝えられる。部会は、①ローマ古文化研究、②印^{ヨウ}章学、③中世遺産であり、④「狭義のラント史」は準備中で、会員の協力が呼びかけられる。五二年四月八日付け会報第三号では、部会活動の強化が伝えられる。ラント史研究部会についてはフリー^{ヨウ}デマンから研究促進の提案が出され、印^{ヨウ}章学部会では各ゲマインデに調査依頼が出され、中世遺産部会では会員による遺産調査・監視のみならず、政府による包括的な保存措置のため「バイエルン、プロイセン、ヘッセン、フランス、ギリシャで制定されている法律の調査が開始された」と。

会報第四号（五二年九月一二日）は、図書館コレクション目録である。会報第五号（同年一二月三日）は、新たに『ナツサウ遺産』第一号の発行を伝える。同会報によれば、会員の月例会も五月エーベナウ講演「ローマのワイン文化」、七月マインツの名誉会員クライン講演「ローマ碑文のナツサウ」、九月大会での建築官ゲーリツ講演「中世の遺産」およびロッセル講演「印^{ヨウ}章学」、そして一〇月から一二月にかけ四回にわたるエーベナウ連続講演「ライン地方のローマ人定住」と続いた。かくて、ほぼ隔月ごとに会員が集う月例会により、歴史協会はナツサウ市民層の日常的な結集点となつたのである。

また同年八月ドレスデンの「ドイツ歴史協会の代議員大会」には、「マインツ協会の代議員クライン教授を通じて参加し」、九月のマインツ大会には秘書ロッセルが参加し、「ドイツ歴史・古学協会全体協会」の設立をみた。会報第五号は、全体協会の規約を転載しつつ、この「同じことをを目指す男性諸氏の意見交換から」「さらに喜ぶべき成果として」、「ヘッセン、カッセル、ダルムシュタット、マインツの協会と共同の『四季報』の協定に至った」と伝え^{ヨウ}る。こうして、一年余の間ロッセルによって集中的に刊行された『会報』は、『中部ライン歴史協会定期報』に席を譲ることとなる。この時点で、ナツサウ歴史協会の会員数は二四七名まで回復していた。つぎに、目を転じて全体

論説 協会の発足と活動を検討しよう。

第二章 全体協会の設立と活動

地域の歴史協会を包摂する屋上組織「ドイツ歴史・古学協会全体協会」は一八五二年、主に北ドイツの一七協会が参加した八月ドレスデン大会と主に西ドイツの一〇協会が参加した九月マインツ大会によって設立をみた。翌年のニュルンベルク大会において、大会議長ザクセン公ヨハン王子は、開会宣言の冒頭でつぎのように述べている。「一年前にドレスデンとマインツで大会がもたれたとき、そこで課題は、われわれの努力を結合する絆をつくり、建設すべき建物の図面を描くことについた。この点で、一八五三年は大きな歩みとなつた。単に礎石が置かれたのみならず、われわれを結ぶ絆の象徴として、单一の大会によって、われわれは結び合わされた。この一年、ドイツ諸侯と諸政府の温かい対応により、祖国の遺産と歴史研究への一層広がる精神の多様な目覚めへ兆により、われわれの事業の慶賀すべき希望がわきあがつてゐる」。したがつて、「本年の大会の課題は開始された事業を強化し、この協会の地位をあらゆる面で打ち固め明確にし、始まつた、あるいは始めるべき一層大きな事業に適正な方向を示すことがある」と。³⁵

五二年の二大会から五三年ニュルンベルク大会まで、これら三つの大会すべてに代議員を送つた協会は、ドレスデン、ダルムシュタット、カッセル、マインツ、ヴィースバーデン、ミュンヘンの六協会である。³⁶ ドレスデンのザクセン古学協会の会長はザクセン公ヨハン王子であり、ヨハン王子は五四年の国王即位のために会長の地位を降りた。またミュンヘンのオーバーバイエルン歴史協会は、バイエルン国王マクシミリアン二世が進める「歴史政策」³⁷

一八五〇・六〇年代ドイツの歴史協会（若尾）

の推進機関であった。二人の国王は、共に歴史研究に情熱をもつ文化人であった。これに対して、他の四協会は前章で見たように「中部ライン歴史協会定期報」に集う、四八年革命における民主派運動の中心地の一つ中部ラインの協会であった。

政治反動の時代における全体協会の発足は、政治的統一の失敗を文化的統一組織によつて補いつつ、王朝勢力と市民層の政治的な亀裂を、共同の文化活動（＝遺産保存・歴史研究）によつて縫い合わせようとする、双方の意志に基づいていた。ドレスデンとマインツという二つの設立大会は、そのことを象徴的に示している。

屋上組織へのイニシアティヴを取つたのは、マインツのライン歴史・古学協会の役員会であった。同役員会は五年六月、同年九月一六日にマインツで全国大会を開催する招待状を各地の歴史協会に送つた。それによれば、「すでに一二年以上も前からドイツの古学・歴史協会の協力について語られてきた」とくに、「二つのゲルマニステン集会」でも話題になり、「しばしばヴィースバーデン協会が最古の協会として、全ドイツ歴史・古学協会の大会を呼びかけてほしいとの要望が出されてきた」。しかし、「別の学術協会の大会のため、今年はヴィースバーデンでは開催できないから、この問題の重要性にかんがみてマインツで大会をもちたい」と。ヴィースバーデンでは自然研究者の全国大会が九月一七日に予定されていた。その前日に歴史協会の全国的な集まりを、という計画であつた。この呼びかけは、マインツ協会の会長クライン、秘書ヴィットマン、遺産保存官リンデンシュミットの三名連記で出されている。¹⁴⁾

これに対して、七月に入つてドイツ各地の一連の署名人の連名で、八月ドレスデン大会開催の呼びかけが、各地の協会と個人に送られた。発案者はメクレンブルク歴史協会の文書専門家リッシュとブロイセンの遺産保存官・建築官G・v・クヴァストであった。北ドイツの歴史協会を代表する二人は、単なる諸協会の代議員の集まりではなく

く、歴史・古学愛好家が自由に参加する学術集会を呼びかけた。こうしてドレスデン大会は、八月半ばヨハン王子を議長に、ニュルンベルクのゲルマン博物館支援を共同の目的とし、その計画者H・V・アウフゼス男爵の提案に基づき、同博物館規約を決定した。さらに、年次大会の持ち回り開催と常設委員会の設置を決め、続いて三部会に分かれて学術的な議論を行った。「異教前代の考古学」「中世美術」「歴史研究と歴史補助学」の三部会である。⁴⁰

このドレスデン大会を引き継いでマインツ大会は、クラインを大会議長に、「あらゆる分野で基礎づけられた包括的な祖国史のため、新しい時代が始まるだろう」というヨハン王子のメッセージ紹介をもつて開会を宣言し、規約案の作成委員会を設置した。委員は参加一〇協会の代議員のほかに、V・アウフゼス、ハーベル、V・クヴァーストが「有能な研究者」として指名された。規約案はV・アウフゼスとヘッセン歴史・ラント学協会の文書専門家ランダウから提案された。ランダウ案を基礎に原案作成を行うことが決められ、翌日の午前中に全文一九条の最終案がまとめられ決定された。⁴¹

マインツ大会の出席者一八八名の氏名・職業一覧は、全体協会の機関紙『通信』（一八五三年九月号）に大会議事録とともに掲載されている。出席者一八八名のうち一二二名はマインツ住民である。その中心は、手工業者一〇、商人八、教師八、編集者五、技師五、医師五、職人四、工場主一と合計四六名の市民的職業人である。これに教養市民層の中核をなす教授八、W・E・V・ケッテラーはじめ聖職者五、マインツ市長以下の官吏二四と軍人五が主な職業分布である。ライン歴史・古学研究協会の会費は二フローリンで会員数は一四七名であった。したがって、会員の大半がマインツ大会に参加し、少なくとも四割以上が一般職業人によって占められていたことは注目に値する。なお、ナッサウ協会からはハーベル、ロッセル、フリードマンら八名が参加していた。

マインツ大会は規約の決定と並んで、ローマ・ゲルマン中央博物館のマインツ設置を決議した。そして、同委員

会およびリーメス（ローマの防壁）研究委員会を設置し、委員長には共にハーベルを選出した。五三年ニュルンベルク大会でハーベルは、かつてのナツサウ歴史協会の年次大会報告と同じスタイルで、長大な報告を行つてゐる。⁽⁴⁾

一八五二年の二つの設立大会で出された全体協会の活動案件は、『通信』第二号（一八五二年一二月）で四一項目にまとめられている。その中でも主要課題は、五四年ミュンスター大会の業務委員会報告において、七件に整理して提示されている。すなわち、①リーメス研究、②ドイツの歴史的ガウ地理研究、③ウルムのミュンスター・ドームの修復支援、④マインツのローマ・ゲルマン中央博物館、⑤ニュルンベルクのゲルマン博物館、⑥一五世紀までの史料の編纂、⑦ドイツ古学ハンドブックの編集である。⁽⁵⁾

第一のリーメス研究については、マインツ大会でハーベルの提案により五名の委員会が設置された。リーメスの所在地調査は委員の A・V・コーサウゼンや V・ブロイシエン男爵ら多数の古学愛好家が行い、委員長ハーベルの作業はザールブルクの柵濠発掘に集中した。その成果をまとめる」となくハーベルは六七年に死亡し、代わつてロッセルにより暫定措置として案内書『ザールブルクの柵濠』⁽⁶⁾が七年に刊行されている。

また第四のローマ・ゲルマン中央博物館についても、ハーベルが中心にいた。たしかに、その考えは V・アウフゼス男爵に發していた。ローマ・ゲルマン期のみならず中世遺産を含む博物館構想である。この構想を実現すべく、ドレスデン大会でキリスト教中世遺産のためのニュルンベルク博物館設置が決定され、マインツ大会ではローマ・ゲルマン遺産のため、その中心都市マインツでの博物館設立が決定されたのである。ハーベルを委員長とする委員会は直ちに博物館の暫定規約を作成し、ドレスデンの業務委員会の裁可を得る。規約第一条は目的規定であり、「わが祖国ドイツの古典古代と原始時代を研究するため、ゲルマンとローマ時代の古学物件の比較手段を、図示や模型によつてできるだけ完全にまとめる努力にある」とする。また第二条で、中央博物館はマインツ歴史協会で

はなく全体会長の管理下にあり、収集品も全体会に属するとされた。⁽⁴⁷⁾

その他、第二のガウ地理研究はランダウが中心であり、同時に彼は「国民的家屋」の研究を進める。第三のウルム大聖堂修復事業はウルム歴史協会のハスラー教授が中心であり、修復寄金の募金活動が、六〇年代を通じて継続的に取り組まれる。第五のニュルンベルク博物館はV・アウフゼスを委員長とする委員会によつて運営される。第六の史料編纂は各歴史協会の事業である。第七の古学ハンドブックは『通信』第一巻第七号（五三年五月）に、レン博士の名で第一章「ドイツのラント・フォルク・ライヒ」から第五章「生活・習俗・慣行」まで目次が出され、社会文化史の内容構成をとつていた。⁽⁴⁸⁾しかし、その後の『通信』を見る限り実施された形跡はない。

以上のように、全体会設立の目に見える最大の成果は、二つの国民的博物館の設立である。こうした博物館事業には、コレクション収集のための資金確保が最大の問題となる。中央博物館の規約案に関連してハーベルは、必要な資金の調達は協会だけでは不可能であり、「国庫」からの援助が不可欠とし、「ドイツ諸政府の効果的な援助で実行されている類似の計画」としてドイツ中世史料集成（MGH）をあげている。また、五三・五四年業務委員会報告では、ゲルマン博物館にバイエルン国王は毎年一〇〇〇フローリンの援助を決定した、と伝えている。⁽⁴⁹⁾全体会の博物館設置は国民的な文化事業であり、返り咲いた王朝政府と市民との間の政治的亀裂を縫い合わせる役割を果たした、といえよう。

二つの博物館と並んで、機関紙『通信』の刊行は、全体会の大会プログラムと大会議事録の提示、業務委員会報告、個別協会の活動報告、個別個人の研究報告といった内容を盛り込み、全体会の存在を象徴的に示すものであつた。発行部数は三六〇部を越えないとされており、多くはないが定期的に刊行された。機関紙の編集は常設の業務委員会の下にあり、表1が示すようにザクセン古学協会（ドレスデン五一五四四年）、ニーダーザクセン歴史協

一八五〇・六〇年代ドイツの歴史協会（若尾）

会（ハノーファー一五五—五八年）、ヴュルテンベルク古学協会（シュトゥットガルト一五九一六三年）、オーバーラント歴史・古学協会（アルテンブルク六四一七一年）と移つた。大会プログラムの作成も業務委員会が行い、大会準備と受け入れは開催地の歴史協会が担当した。四、五日間の大会日程の午後はすべてエクスカーションであり、名所旧跡探訪を開催地側が企画・実施した。大会の議長は全体協会の会長であり、この職は業務委員会を担当する歴史協会の会長が兼務した。

正規の大会代議員は、二つの設立大会に加わった歴史協会を中心に、主要な歴史協会の代表たちであった。一八五〇年代を通じて、歴史協会運動の中心メンバーが顔をそろえ、リッシュュヒャ・クヴァスト、それにリンデンシュミット、ランダウ、ハス

表1 全体協会の歩み

大会場所・日程	出席者数	加盟協会数	業務委員会
1852 ドレスデン(8.16-19)			ザクセン古学協会
1852 マインツ(9.16-19)	188		(ドレスデン)
1853 ニュルンベルク(9.13-16)	139	28	
1854 ミュンスター(9.13-16)	112		
1855 ウルム(9.19-22)	119	47	
1856 ヒルデスハイム(9.16-19)	131	49	ニーダーザクセン歴史協会
1857 アウクスブルク(9.15-18)	127	53	(ハノーファー)
1858 ベルリン(9.15-18)	102	54	
1859 延期			ヴュルテンベルク古学協会
1860 ミュンヘン(9.18-20)	146		(シュトゥットガルト)
1861 アルテンブルク(9.16-20)	73	56	
1862 ロイトリンゲン(9.15-19)	177	56	
1863 ブラウンシウアイク(9.21-24)	106	57	
1864 コンスタンツ(9.12-16)		59	オーバーラント歴史古学協会
1865 ハルバーシュタット(9.18-22)		57	(アルテンブルク)
1866 延期			
1867 フライブルク(9.24-28)	57		
1868 エアフルト(9.21-25)	59		
1869 レーゲンスブルク(9.20-25)	63		

（出典）CBG掲載の各年度大会議事録より作成。

ラーらが常連であった。ハーベルも五八年大会まで毎年出席し、二つの委員会報告を部会で行つてゐる。しかし、ハーベルとランダウは史料の貸借をめぐつて『通信』紙上で争い、六〇年ミュンヘン大会は両者とも欠席した。ハーベルは五九年にナッサウからミルテンベルクに移つて年金生活に入り、委員会活動は停滞した。中央博物館の業務もリンデンシュミットに委ねられた。⁵⁰⁾

一八五九年に予定されていたミュンヘン大会は、フランスによる対オーストリア宣戦布告のため延期され、恒例のごとく翌年九月半ばに開催された。大会議長ヴュルテンベルク伯ヴィルヘルムはバイエルン国王マクシミリアン二世に大会の名で感謝を表明し、電文を送ることを提案した。この提案は満場一致で採択されている。⁵¹⁾ミュンヘン大会は、ニュルンベルク、アウクスブルクに続くバイエルン王国内で三回目となる大会であつた。ザクセン、ヴュルテンベルク、バイエルンはじめ各邦の君主勢力によつて、全体協会の活動は強力にバックアップされていたのである。

全体協会の加入協会数は、表1に見ると五三年の二八から六一年の五六まで大幅に増加してゐる。そこには、ベルギーの三協会と並んでオーストリアの六協会が含まれていた。六五年にハルバーシュタットで開催された大会では、二協会の加入があつたが、二協会に分担金納入の意思がなく、加入協会数には変化なしとされている。すなわち、この業務委員会報告によれば、五六六年大会で最低五ターラーの分担金が決められており、業務委員会は回状を回して支払いの要請を出した。その結果は、二〇協会が各五ターラー、一協会は二ターラーを支払い、二協会は支払い拒否を通告し、残りは回答なしであつた。⁵²⁾こうした財政問題は、協会の発足当初から続いており、六〇年代には協会数の増加も少なくなつた。

全体協会の収入は、発足の五二年度五〇九ターラー、五三年度五一〇ターラー、五四年度六三八ターラーであ

一八五〇・六〇年代ドイツの歴史協会（若尾）

り、五九年度の収入は繰越額七四一ターラーを含めて二〇九四フローリン（一三六九ターラー）である。表2が示すとおり、固定した収入は『通信』購読料（定期購読料一ターラー）、大会参加費、個別協会分担金（未払い金回収）に限られ、六〇〇ターラー程度の枠内にあった。それを上回る五九年度の繰越額は、ベルリン大会へのプロイセン国王からの援助金の余りなど寄付金の積み立てによつていた、といふ。支出は、事務費、『通信』発行費、大会費を中心としている。この財政規模は、個別協会のそれと大差はない。むしろ、後に見るナッサウ歴史協会と比べ、はるかに小規模である。たしかにリーメス研究委員会への支出なども見られるが、全体協会の役割は個別政府への要請行動を持続的に組織することにより、個別協会の遺産保護・歴史研究活動を支援することにあつた、といえよう。

さて、ナッサウ歴史協会も全体協会に代議員を継続して送つた。五三年大会から五八年大会まではランダウが代表し、六〇年大会にはツァイスが出席し、六一年以降は秘書シャルクで、六四年大会に限り役員W・ペトリが出席して

表2 全体協会の收支1854—57年（単位ターラー）

		1854年度	55年度	56年度	57年度
収入	繰越		124	214	239
	未払い金回収	169	81	1	65
	通信購読料	244	376	382	376
	大会参加費	222	202	275	212
	合計	638	785	873	893
支出	事務費	78	83	66	139
	機関紙	332	278	299	341
	大会費	97	86	272	51
	リーメス委				30
	貸付金				300
	その他	4	102		
	合計	514	551	638	863
	残額	124	234	235	30

（出典）CBG, Jg.4, Nr.1, 1855, S.9, Jg.5, Nr.1, 1856, S.6, Jg.6, Nr.1, 1857, S.7 und Jg.7, Nr.1, 1858, S.5f.より作成。ターラーより下の単位は省略。

いる。一八四一年の役員会入りから二〇年、ツアイスは六一年に六三歳の生涯を終えている。ツアイスの死を越え、公国¹⁾の消滅という激動の時代をナッサウ歴史協会はどうにくぐり抜けていったのか。ナッサウに立ち戻つて検討しよう。

第三章 ナッサウ歴史協会の発展と公国の消滅

他のドイツ諸邦と同様ナッサウの場合も、一八五〇年代の政治的反動期は同時に経済成長の時代であった。とりわけルール工業地帯の成長と平行し、ナッサウの鉄鉱石採掘は五〇年の八万トントンから六五年の四六万トントンへと急成長を遂げる。たしかに、ナッサウ人口は四八年の四二万人から六五年の四六万人へ、この間の増加率は一・一倍程度にとどまつた。とくに五〇年代前半には、農業不景気のため六五〇〇人を超える海外移民を記録した。産業別の人団構成にも、劇的な変化があつたわけではない。概観的に見れば、農業およびサービス業部門の微増、手工業者と日雇いの微減、鉱工業者の新たな登場といった傾向である。とはいっても、ライン工業地帯の発展に伴い、五〇年代後半には移民の波は引いた。ヴィースバーデン鉄道会社によって始められた鉄道建設も、五八年には公国²⁾の所有下に置かれ、鉄道網の整備とともに工業化への突破がなされたのである。³⁾

この反動期の経済成長を経て、五八年「新時代」の開始から六六年北ドイツ連邦成立へ、ナッサウは再び「自由と統一」を目指す政治運動の活動拠点となる。あらかじめ、プロイセン併合にいたる公国³⁾の政治過程を見ておこう。すでに五六六年春、ナッサウ第二院でブラウンは、シュレヴィヒ・ホルシュタインのデンマーク支配を批判し、自治権確保のための連邦憲法修正とあわせ、連邦政府・全ドイツ国民議会・連邦裁判所の設立を主張した。この要求

は、ほぼ満場一致で採択された。なぜなら、議会多数派はオーストリア寄り大ドイツ主義の政府側にあつたが、ブラウン提案は小ドイツ主義を明示せず、一般的な連邦改革の要請だったからである。もちろん、プロイセン国境に取り囲まれたナッサウ経済と市民層にとり、プロイセンの関税同盟との結びつきは死活問題であつた。

任期六年の五八年邦議会選挙を経て五九年六月イタリア統一戦争を契機に、ブラウンら一一名は連名で「ナッサウ人の宣言」を発し、プロイセン指導下の「自由な国民国家」を公然と掲げた。小ドイツ主義の統一路線が明示され、その影響は同年秋の「ドイツ国民協会」の結成へと広がつていった。同時に、六〇年に入りナッサウ政府は懸案のカトリック協会との対立を解消した。ここにナッサウ政治は、カトリックと連携した保守派・政府と旧民主派・立憲派が合流した進歩党へと二極に分化した。この対立は、ドイツ国民協会とドイツ改革協会という、ドイツ統一をめぐる中欧全体の路線争いと重なり合つていた。

こうして、ナッサウ公国の将来をめぐり、六四年選挙に向けて二つの陣営は、かつてない選挙闘争を繰り広げた。進歩党グループは六三年二月に四五〇名規模の集会を開き、ブラウン、ランゲら三四名の委員を選出して、進歩党を正式に発足させる。その綱領には、①ドイツ国民議会（四九年三月二八日）の再召集、②四九年一二月憲法勅令の復活、③一院制の復活、④ドイツ関税同盟の維持が掲げられた。同年秋にはヴィースバーデンで、四八年革命期の三色旗の下、周辺諸国からの参加も含めて一・二万人規模の集会がもたれた。これに対し、保守派も同年八月開催のフランクフルト諸侯会議の決定を支持する署名一・四万を集めた。さらに政府は、進歩党を支持し投票することを全官吏に禁じた。

こうした締め付けにもかかわらず、六四年一月の選挙結果は第一院七対一、第二院一七対七という、進歩党の圧倒的な勝利に終わった。そのため政府は、軍法会議長官J・ヴェレンを枢密顧問官に任じ、進歩党を支持した官

吏・市長を罷免し、言論・結社への締め付けを強化した。この「ヴェレン・システム」により、進歩党と保守派の議会での対立はいつそう激化する。同年八月二一日にアドルフ公爵の統治二十五周年祝賀式典において、公爵は「時代の嵐にもかかわらず」祝意を示した参加者に、感謝を表明した。事実、公爵は国外にある政治犯すべてに恩赦を布告した。それでも、議会の対立は納まらず、公爵は一二月に議会を解散した。この選挙で、保守派は第一院で二、第二院で一議席とわずかに盛り返した。しかし、第二院の多数派は進歩党であり、もはや「ヴェレン・システム」は袋小路に陥る。再度、公爵は議会を解散し、六五年五月に選挙が行われた。その結果、保守派の手に残つたのはカトリックの選挙区四議席に限られ、全面敗北であった。これを受け、公爵はヴェレンを罷免し、集会・結社の制限を破棄した。

しかし、公爵がオーストリア寄り路線を変更しない限り、もはや進歩党との和解はありえなかつた。六六年六月一四日プロイセン軍のオーストリア進撃に対し、オーストリアはドイツ連邦軍の動員を求め、フランクフルトの連邦議会において九対六で可決された。ナッサウ公国も賛成し、プロイセンに宣戦を布告した。すでに五月に公爵は、フランクフルトのロートシルト家から五〇万グルденの借款を密かに行い、秋の演習を春にずらし、議会に詰ることなく軍隊の動員を進めていた。しかし、これを隠せなくなり、六月五日に議会に戦費の承認を求めた。進歩党は六月一二日に三千人の集会で、「迫り来る戦争へのナッサウの参加を拒否し、軍隊の動員を撤回するよう公爵に求める」決議を行い、六月二六日の議会で軍事予算を否決した。

その間に、五千のナッサウ軍が動員され戦闘態勢に入った。しかし、七月三日ケーニヒグレーツにおけるオーストリア軍の敗北により、オーストリア軍との連携は断たれ、ナッサウ軍は孤立した。もはや、北から迫り来るプロイセン軍に対し、ナッサウ防衛の余地は残されていなかつた。公爵は抵抗を断念して七月一五日に國を出、ナッサウ

一八五〇・六〇年代ドイツの歴史協会（若尾）

ウ軍は鉄道で南ドイツに退去し、七月一八日にヴィースバーデンはプロイセン軍の占領下に置かれた。この状況下、ブラウンラナツサウ進歩党は、プロイセン国王ヴィルヘルム一世にナツサウ併合を請願する。プロイセン国王は七月二二日、ハノーファー王国、クアヘッセン、フランクフルト市とともに、ナツサウ公国への「領土の拡大」を公式に宣言した。ここに、ナツサウ公国は、その六〇年の歴史を閉じる。⁶⁴

以上のような、反動期から新時代を経て公国の消滅に至る過程を、ナツサウ歴史協会はヴィースバーデン市民層および進歩党とともに歩む。すでに五二年大会後、ツアイス、ロッセル、エーベナウらの役員会はフランクフルトのドイツ連邦議会に赴任したプロイセン大使ビスマルクを名誉会員に推し⁶⁵、政府の親オーストリア路線に對して距離を置く態度を示した。

とはいへ政治反動の時代、協会の活動は公爵に敬意を払い一つ、遺産保存と博物館コレクションの整理・拡充という実務的作業に集中していた。同時に、月例会・部会活動が定着し、表3のごとく会員数は着実に回復していく。この時期における協会の中心問題は、ロッセルの身分保障にあつた。ハーベルは退会し、キームは死亡し、秘書の仕事に集中できる役員メンバーはいなくなっていたからである。役員会は国庫補助による協会官吏の任用を願い出、ロッセルを推した。政府は「コレクションの価値と協会の重要性に迫られて」ロッセルを図書館司書に任用し、あわせて博物館の保存官と協会の秘書・会計の仕事を課した。この任用は、五八年一月総会で協会規約の中に盛り込まれた。⁶⁶

実際、協会活動は政府の財政援助に大きく依存している。一八五四年大会の会計報告では、収入二二七二フローリンの内訳は会費八〇一、補助金一三〇〇、協会誌販売ほか一五一であり、補助金が五七%を占めている。支出は一五七八フローリンであり、邦銀行負債七九一、業務費四九一、協会誌発行一一三、古物購入・修復その他一六一

論 説

となつてゐる。残額は六九四フローリンで、ある。五〇〇人を超える会員を擁した六年の収支は、収入五六三五フローリンで、うち国庫補助二七五〇（四九%）、支出は五四二一フローリンであった。六三年の収入は四五二四フローリン、支出は四〇六三フローリンであった。この間に、財政規模は二倍以上に増加している。これには、会員増による会費増のみならず、国庫補助の増加があずかっていた。

しかし、協会活動は国庫頼みではなく、民間への広い協力呼びかけにより、遺産保護の実効的な効果を挙げていた。その典型例は、ロルヒ教会の中央祭壇修復事業（一八五二—一五八年）である。この事業では、毎年寄付金が積み立てられて五三七七フローリンが集められ、修復費をまかなつた。寄付金の内訳は、①ロルヒ教区におい

表3 ナッサウ歴史協会の歩み（1851—1866年）

1851年総会(7.24)	ロッセル役員選出 (9.7) 会員175名、秘書ロッセル、規約改訂、会報発行
1852年総会(9.15)	会員247名、会長エーベナウ、雑誌交換52協会
1853年総会(9.8)	博物館コレクション整理9394点、ビスマルク名誉会員推薦
1854年総会(9.9)	役員会月2回定例、『定期報』267部配布、博物館補助要求
1855年総会(9.23)	会員324名、博物館火災保険10万フローリン
1856年総会(9.22)	ロイター会長代理、秘書エーベナウ
1858年総会(1.24)	会員301名、会長v・レーフ、秘書ロッセル、博物館改築
1858年総会(9.8)	会員366名、ロイター会長代理、秘書ロッセルの図書館司書任用(4.13)
1859年総会(9.8)	会員498名、リンブルクで総会（唯一の例外）
1860年総会(9.9)	会員552名、雑誌交換73協会
1861年総会(9.8)	秘書シャルク、ロッセルは博物館専念、雑誌交換90協会、会報復刊
1861年総会(10.2)	会長ブラウン
1862年総会(11.15)	総会出席者72名以上
1863年総会(11.18)	総会に非会員の参加
1864年総会(11.18)	雑誌交換100協会
1865年総会(11.15)	会員462名、モムゼン名誉会員
1866年総会(11.21)	雑誌交換107協会、v・クヴァスト名誉会員

（出典）ナッサウ歴史協会発行の『会報』および『定期報』から作成。

て、月例募金・募金箱募金・パーティ募金など集団募金のほか、個人募金にはクララ・トラヴェールス一〇〇フローリンといった女性の寄金も含まれ、合計一一八五フローリン。^② ロルヒ・ゲマインデの補助金合計九一三フローリン、^③ ヴィースバーデンから「古学協会」四五五フローリンと政府二〇〇フローリン、^④ 国外からM・リンゲスの合計八一〇フローリンなど個人献金とラインガウ地域の集団募金の合計一六二二フローリンである。かくして、「貧者の一投は、木像の分野で最大の美術作品をわが祖国に保存すべく貢献した」のであった。^⑤ この場合の「祖国」とは、言うまでもなくナッサウ公国ではなく、もっと広域のドイツ文化圏であった。

協会の役員会は毎月二回定例でもたれ、こうした遺産保存の組織化をはじめ、日常活動を精力的にこなしている。その文化活動や総会報告は、『中部ライン定期報』に掲載された。換言すれば、相互の情報交換により、ナッサウ公国を超えて中部ライン地方で共同の文化活動が展開されていたのである。ロルヒ教会の祭壇修復募金も、三割は外部から来ていた。小国の枠を超えて連携した中部ライン地方の歴史協会は、三月革命期フランクフルト憲法の生みの土地であり、この憲法の政治的形象こそ「祖国」イメージの基準であり続けていた、といつてよからう。とりわけ、一八五八年「新時代」の幕開けとともに、協会はかつてない飛躍を遂げていく。表3に示されるごとく、K・ロイター新会長の下で会員数は五八年一月総会から六〇年九月総会にかけ一挙に拡大した。^⑥ ロイターはツァイスと同様ヴィースバーデンの医務官であり、またアルトカトリック派の自由主義者であった。彼の会長時代に、官吏中心から一般市民へという先に見た五一年の会員動向は一挙に加速し、六〇年の会員数は一九世紀協会史の中で最大値を記録している。その会員内訳について、すでにヴァイヘルの研究がヴィースバーデン市（近郊を含む）の分析結果を出している。それによれば、会員の半数を超える二七六名がヴィースバーデン住民であり、その内訳は貴族・軍人・官吏九三（三四%）、教養市民（聖職者・牧師、医師、弁護士、建築家、技師、教授、教師、学

生、芸術家)五四(二〇%)、都市市民(市職員、銀行家、年金生活者、商人、工場主、本屋・製本業者、飲食店・ホテル業者、ワイン・ビール・カフェテリア業者、農業主)六六(一四%)、そして手工業者・小商人五三、職員八、労働者二の合計六三(二三%)であった。^四こうした手工業者・小商人などの階層への広がりは、この時期の際立った特徴であった。

こうした広がりは、政治状況の変化だけではなく、協会活動の目が広く民衆生活に向けられ始めたことと関係していたと思われる。たとえば五九年三月には、役員会により「ナツサウ民間伝承収集の呼びかけ」が発せられている。すなわち、「わが協会役員会は、わがラントの人々が語り、なお生命をもつ伝承の最後の痕跡を収集し、この文化史にとり重要な記憶を後世に残したい」という願いから、尊敬すべき協会員諸氏、とりわけすべての教員と民衆の友に、民衆の口から聞かれ、なんらかの形で関心をもたれる口承伝説を、できるだけ忠実かつ簡潔な言葉で書きとめ、協会の役員会にお送りいただくよう願います」と。^五

この呼びかけ文が掲載された『中部ライン定期報』は、六一年一月号をもって幕を閉じる。その理由を、ナツサウ歴史協会の復刊『会報』第一号(六一年九月)は、「ダルムシュタットの歴史協会が脱退することにより」と伝えている。^六その原因は定かではないが、こうして再び協会単独の『会報』が発行された。ただし、五一、二年当時の

ような頻度ではなく、六一―六七年の間に五回の発行にとどまっている。

復刊『会報』第一号は、協会活動を全般的に概観している。まず報じられたのは、「役員会の長期にわたるメンバーとして、つねに協会の努力と活動に最も熱心に参加」してきた「医務官ツァイス博士」の死であり、「この喪失を協会は心から悔やむ」と。ついで、雑誌交換ではアメリカのスミソニアン協会との結びつきが始まり、協会運営ではロッセルの負担を軽減すべく、シャルク博士を協会秘書としたこと。そして、協会活動では懸案の「ラント史

部会」が「ロイター会長の長年の努力」で実を結んだことである。⁽⁴⁵⁾

注目すべきは、「ラント史」とはもはやナッサウ公国史とは重ならず、もつと広域の「祖国」の中にある地域文化史を意味していたことである。すなわち、ラント史の課題は、第一に「ラント史の史料（ローマ期、ガウ地理、修道院文書、王朝年代記と家系学、都市文書、偉大な人々の伝記）」の収集・保存・研究である。しかし第二に、先の「民間伝承収集呼びかけ」と結びついて、「都市と農村の民衆生活、彼らの言語、習俗、法慣習」であり、伝承の収集・研究とともに「都市の自由権、ツンフト制度、商工業、農業、農民事情」の研究であった。この「祖国史研究」⁽⁴⁶⁾ 地域文化史を担う「ラント史部会」は、ロッセルと秘書シャルク、そして副校長コロムベルや上級学校官シュヴァルツ（後の協会会长）など、協会の主力メンバーによって構成された。⁽⁴⁷⁾ まさしくラント史部会の設立は、ローマ遺跡の発掘からラント史研究へ、協会活動の重点移行を象徴的に示しているといえよう。

さて、六一年九月総会では、会長に将軍 v・ブリートバッハ＝ビュレスハイムが選出されるが、彼は「書状で引き受けられないと表明」した。そのため、特別総会が一〇月にもたれ、ブラウンが「満場一致」で選ばれた。⁽⁴⁸⁾ ブラウンは同年冬、歴史協会の会長としての講演で、v・シュタイン男爵を取り上げ、その記念碑建設の寄金を呼びかける。⁽⁴⁹⁾ v・シュタイン男爵は、ナッサウ公国の設立過程で所領を陪臣化され、ナッサウ公爵家と政治的に対立しつつ、プロイセン改革に従事した。つまり、v・シュタイン男爵は小ドイツ主義国家統一のシンボルであり、したがつてブラウン講演はオーストリア寄りの公爵家に対する闘争宣言であつた。

ブラウン会長による六二年総会は、規約上の日程九月八日を一月に移して開催された。九月初旬は、会員の多くが休暇旅行中というのみならず、事業主の多くがクア関連事業のために多忙で集まりにくい、という理由であつた。事実、一一月一五日の総会は、それまでの三、四〇名という参加に対し、七二名の投票者が記録された。プラ

ウンは協会の活動を概観しつつ、当面の問題としてロッセルが一年の休暇を取ったため、役員会メンバーで博物館委員会を作ったこと、またハーベルから繰り返し協会への関心が示されたため、ハーベルを名誉会員とし感謝状を贈ったことを紹介した。総会後には場所を移して夕食会がもたれ、参加者は大部分が出席した、という。^{〔4〕}

六三年総会には、「多数の会員のほかに非会員も参加」した。^{〔5〕}六四年総会報告によれば、公爵アドルフ統治二五周年祝賀会に、役員会の最長老エーベナウとロイター博士が出席し祝賀を述べた。^{〔6〕}六五年総会ではブラウンにより、ランダウの死亡とT・モムゼンの名誉会員推薦が報告される。ナッサウ併合後の六六年総会では、「王国枢密顧問官マ・クヴァスト氏（ベルリン）はプロイセン文化遺産保存官で、近年繰り返し本協会と博物館への関心を表明しており、役員会は名誉会員に任命した」とされる。^{〔7〕}この総会の講演はブラウンの「ライン川運行とライン関税」であつた。

以上、「会報」による限り、六〇年代におけるナッサウ進歩党の政治的高揚期においても、総会の場で政治的テーマが直接に話題となることはなかつた。しかし、会長職はロイターからブラウンへ、ナッサウ自由主義の代表者によって占められ、その下で協会は五〇〇人規模の会員へと拡大していた。とりわけヴィースバーデン市で手工業者・小商人層を含む広い階層の市民層を結集した。進歩党ブラウン会長時代には、日程調整により会員のみでも六、七〇人規模の総会を実現し、夕食会での交流が行われた。そこでは、明らかに進歩党の政治路線と共鳴しつつ、フランクフルト憲法に示された「祖国」における地域文化史としての「ラント史」が、共同の目標として語られていたはずである。それゆえに、公国（解消）プロイセン併合に何の痛手を負うこともなく、ナッサウ歴史協会は政治変動の時代を乗り切ることができたのである。

おわりに

以上、一八五〇・六〇年代ドイツにおける歴史協会の活動を、ナッサウ歴史協会と全体協会をとおして見てきた。以下、この二つの協会の動向によりながら、この時期の歴史協会運動を概括的に整理しておきたい。

一八四〇年代初めには、少なくとも四〇余の歴史協会が形成されていた。この時期、自由主義運動の高まりとともに、それら歴史協会の全体集会の開催が、合唱協会など他の協会運動と同様に課題となっていた。とくに、最古の協会としてナッサウ歴史協会に期待が寄せられ、四六年ゲルマニステン大会でもナッサウ歴史協会に、全体集会の召集が求められた。^同しかし、四八年革命の激動によりナッサウ歴史協会の活動は停止した。結局、隣接するマインツ歴史協会の呼びかけをきっかけとし、ドレスデンとマインツの二つの大会によつて五二年九月、全体協会の発足をみたのであった。

マインツ歴史協会は、君主・貴族・官吏層というよりも、広範な市民層を軸に構成されていた。これに対してドレスデン歴史協会は、ザクセン公ヨハンを会長に抱いていた。反動期における全体協会の発足は、王朝勢力と市民層との間に生じた革命期の政治的亀裂を、共同の文化活動により架橋する意義を有していた。その最初の成果は、ゲルマン博物館（ニュルンベルク）およびローマ・ゲルマン中央博物館（マインツ）という二つの「国民的博物館」の設立である。その目的は、オリジナルというよりも各地の収集品の模型を集中して、ローマ・ゲルマン時代から中世キリスト教時代まで、「祖国ドイツ」の共同の過去を系統的に整理して示すことにあつた。かくて、個別の歴史協会や博物館がもつ地域の文化遺産は、「祖国ドイツ」の遺産の一部として国民的な文化価値を与えられた。

この場合、祖国ドイツ＝国民の形象は、三月革命を経て文化と政治のレベルで明らかにズレが生じていた。文化

レベルでは、全体協会の構成が示すように、オーストリアからベルギーまで広がっていた。少なくともオーストリアについては、北ドイツ連邦が成立した六八年エアフルト大会でも、加入申請四協会のうち三協会はリンツ、プラハ、ザルツブルクの協会であつたことを踏まえ、つきのように業務委員会報告は述べている。「ドイツ、オーストリヤの地から全ドイツ祖国を包摂する全体協会の志向に、継続的に参加する兆し」と。すなわち、ドイツ語圏全体に広がる大ドイツ主義＝ドイツ連邦の枠組みである。一方、政治レベルでは、フランクフルト憲法の政治形象が、立憲制を志向する市民層の共通モデルとして存在していた。ナッサウ歴史協会のケースは、そのことを端的に示している。

ナッサウ歴史協会は、一八五一年まで秘書ハーベルによつて運営されてきた。五一年の二回の総会により、役員会は一新され、民主派に連なる役員ヴァイスと秘書ロッセルの手に協会運営は移つた。この新体制の下で、規約が改正され、月例会と部会、そして月二回の役員会により、会員参加の組織的な日常活動へと、協会の活動は一変した。革命期に二〇〇名を大幅に下回つた会員数は急速に回復し、六一年には五〇〇名を超える最高水準への急成長を遂げた。これは、かつて三九年、会費値下げによつて公国全土の官吏の加入を促した成果とは異なり、ヴィースバーデン市民層の加入による急成長であり、官製組織から手工業者・小商人まで含む市民組織への転換であつた。

この組織転換の上に、六一年大会でナッサウ進歩党の代表者ブラウンが協会の会長に選出されたのである。フランクフルト憲法の回復を綱領とするナッサウ進歩党は、プロイセン軍の占領下、ナッサウのプロイセン編入を求めた。もちろん、プロイセン国家とビスマルク権力政治に対する危惧の念も抱かれていた。しかし、プロイセンの進歩党と同様にナッサウ進歩党も、六七年八月北ドイツ連邦議会選挙でブラウンら主流は、ビスマルクの北ドイツ連邦を容認する国民自由党へと流れ込む。¹⁴⁾ ブラウンは連邦議員に選出されてベルリンに居を移し、六七年総会

で会長職はシュヴァルツに移り、その下でドイツ帝国の創立を迎えた。

帝国の創立により、実証主義の歴史・考古学研究は、一挙にナショナリズムの奔流に飲み込まれる。たしかに、すでに六四年のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン戦争で、全体協会の大会でネーション利害の主張が出されている。すなわち、六四年コンスタンツ大会を締めくくる第一回総会で代議員ペトリは、この二公国からデンマークに持ち去られた古物すべての返還を請求するよう、「ドイツ諸大国」に求める決議を、ナツサウ歴史協会の名において提案した。これを受けて「V・クヴァースト氏は、このドイツの所有物へのデンマークの略奪を認めた。彼自身が考古学の調査のために、シュレスヴィヒに派遣されていたからである。上記の提案を決議するよう彼は訴えた」と議事録は記している。⁽⁴⁾ この決議は、とくに議論もなく採択された。とはいっても、こうした政治的決議は六〇年代の大会を通してみても例外であり、どの大会も歴史・考古学研究の実証主義と遺産保存活動に貫かれていた。大会の総会・部会報告や『通信』の記事に、北ドイツ連邦の成立はいかなる影響も与えなかつた。たとえば六八年九、一〇月号は、同年九月ボン開催の第二回「古学・歴史国際会議」の模様を詳細に伝えていた。参加者は二五〇名ほどで、「とくにフランス、ベルギー、オランダからの参加者が目立ち」、原始時代・異教古代・キリスト教時代の三部会がもたらされた。これら部会における、専門的で実証主義的な報告と議論の記録である。⁽⁵⁾

しかし、普仏戦争を契機として、一挙にナショナリズム熱狂が表出する。たとえば『通信』七〇年一月号にV・クヴァーストは「メッツから」を寄稿し、「メッツは古い所有者ドイツに返還」と歓喜の声を寄せた。「二世紀にわたる忌むべき隔離から今や再獲得されたエルザスは、全ドイツ人の心をいつそう揺るがす。なぜなら、この地ではドイツ語とドイツ的思考が消え去ることなく、城砦や修道院の廢墟に満ちた高地は他のドイツの地方と同じように絵のように麗しく、われらが有する最も美しい伝説や詩が息づいているからである」と。そして、翌年九月ナウムブ

ルク大会での開会総会における業務委員会報告は、まったく異例の長い前置きに始まつた。「不俱戴天の敵に対する一連の勝利を経て、フランスの戦場の広野にまかれた死者の種子から、統一した強力な祖国ドイツが成立した」「何百年もの分裂の後に、ドイツの諸部族は单一の民族、ドイツ民族へと統一されたのである」「以後、ドイツ民族は精神的統一——その一つはわが全体協会であつた——によつてのみならず、政治的にも統一され、平和と礼節の民族として地上の諸文化民族の列のなかに、ふさわしい場所を占める。以後、すべてのドイツ人は誇りをもつて自らをドイツ人 *ein Deutschen* と呼ぶ」⁵³ と。

このナショナリズム熱狂は、ナッサウ歴史協会も同様であった。協会役員ペトリーは、対仐宣戦を受けて七月二一〇日、ヴィースバーデン市長とともに二人で人民集会を呼びかけ、王宮前広場に集まつた数千の民衆に向かつて、「われらが敗北は全人類の文化と文明の禍」と勝利を訴えた、という。⁵⁴ この熱気のなか、会長シュヴァルツは、「祖国ドイツにとり名誉に満ちた重要な時期」七一年を、ナッサウ歴史協会創立五〇周年の年として位置づけ、「ドイツ民族が解放戦争の名譽ある歳月に外国支配を断ち切つたとき、再び祖国前代の研究熱が覚醒し」、それによつて一九年以降に歴史協会の設立がドイツ全土に広がつていった、としたのである。⁵⁵ しかし、このナショナリズム熱狂は、ナッサウ歴史協会を拡大するものではなかつた。プロイセン併合と進歩党の解体によりフランクフルト憲法復活への夢が断たれるなか、会員数は後退し、七〇年には三六九名と五八年以降の最低を記録した。⁵⁶

以上、ナッサウ歴史協会に即してみれば、六〇年前後に最も市民的組織として拡大し、ラント史研究を含む歴史研究・遺産保存の日常的な組織体制が築き上げられた。ただし、古学・歴史研究の内容自体に大きな変化はなく、実証主義が貫かれていた。全体協会の活動も同様であり、歴史実証主義の基礎の上に諸王朝政府と市民層の協力によって、遺産保存が図られた。こうした文化遺産を、模型も含めて集中し、ドイツの歴史的基盤を整理して示す

」)とが、全体協会の最大の成果やある一つの国民的博物館、とくにマインツの中央博物館の課題とされた。

この中央博物館には、全体協会の請願を受けて七年一一月帝国議会で、毎年三〇〇〇ターラーの補助金が決定されている。⁴⁾新生帝国の補助金を受けつつ、個別協会の「救出と収集」活動の上に立って、いかなる歴史像が構築されたのか。いずれにせよ、五〇・六〇年代の過渡期を経てドイツの歴史協会運動、すなわち個別協会の歴史研究・遺産保存活動は、全体協会での連携を前提とし、ドイツ帝国の設立による祖国ドイツの政治的形象化をもつて、単一の「ドイツ人」の歴史・遺産へと自己統合を果たしたのである。

注

- (1) Alfred Wendehorst, 150 Jahre Gesamtverein der deutschen Geschichts- und Altertumvereine, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte(以下BDL) 28, 2002, S.1-65, hier S.1.なお本稿は、若尾祐司「近代ドイツの地域文化と歴史協会——一九世紀前半ナッサウ歴史協会の設立と活動——」(若尾祐司・羽賀祥一編『記録と記憶の比較文化史』名古屋大学出版会、二〇〇五年)の続篇である。
- (2) Franz Schnabel, Zum Gleit, in: BDL, Jg.88, 1951, S.1.『ニーベル・ハーネ史雑誌』は、後に見る『通信』の後継誌で、一九三〇五年からノイの名前は変わった。
- (3) Vgl. ibid., S.3.
- (4) ハンス・ブルンナーの「民族史」はじめナチス期の歴史学について、ショットナー編、木谷勤ほか訳『ナチズムと歴史家たち』(名古屋大学出版会、二〇〇一年)を参照。
- (5) Schnabel, Der Ursprung der väterländischen Studien, in: BDL, Jg.88, 1951, S.4-27, hier S.6.
- (6) Vgl. ibid., S.8.

- 説
論
- (7) Vgl. *Ibid.*, S.9.
 - (8) Vgl. *Ibid.*, S10.
 - (9) Ebenda.
 - (10) *Ibid.*, S.24f.

〔3〕 Hermann Heinpel, Über Organisationsformen historischer Forschung in Deutschland, in: *Historische Zeitschrift*, Bd.189, 1959, S.139-222.

〔2〕 Willy Hoppe, Einhunder Jahre Gesamtverein, in: *BDL*, Jg.89, 1952, S.1-138; Wendehorst, op. cit. ふくらぬ歴史観である。全体協会の歴史保存・自然保護活動の歴史観はコレを参照。Fraucke Michler, Die Bedeutung des Gesamtvereins der deutschen Geschichts- und Alter-

thumsvereine für die Institutionalisierung der Denkmalpflege in Deutschland, in: *BDL*, Jg.138, 2002, S.117-151; Thomas Adam, Eine Mentalität der Rettung Historischer Vereine, Naturschutz und Umweltgeschichte in Deutschland: Die Rolle des Gesamtvereins der deutschen Geschichts- und Alterthumsvereinen, in: *BDL*, Jg.138, 2002, S.153-171.

〔1〕 地域の歴史意識は注目すべき研究が重要なである。Georg Kunz, Verortte Geschichte. Regionales Geschichtsbewußtsein in den deutschen historischen Vereinen des 19. Jahrhunderts, Göttingen 2000. 〔一八七一年の准國はヨーロッパの歴史協会が存在したが、多くの事例研究からくると、国民性と地域性は対立せず、諸地域が国民を形成し、国民は諸地域に映し出される相補関係が築かれた、と見る。つまり、「領邦的・王朝的・宗派的な歴史意識」から民俗・文化的な地域の歴史意識へと転換している。「新」と「トーマスもはや領邦国家ではなく歴史・文化景観の枠組みの中には位置づけられた」 (*Ibid.*, S.331.) 〕。最近の研究動向は以下を参照。Winfried Speitkamp, Grenzen der Landesgeschichte. Bemerkungen zu neuen Standortbestimmungen, in: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, Bd.51, 2001, S.233-256.

〔2〕 Vgl. Wolf-Arno Kropat, Das Ende des Herzogtums (1850-1866), in: *Herzogtum Nassau 1806-1866*, Wiesbaden 1981, S.37-52, hier S.38.

⁽⁵⁾ Vgl. ibid., S.40f.; Winfried Seelig, Von Nassau zum Deutschen Reich. Die ideologische Entwicklung von Karl Braun 1822-1871, Wiesbaden

1980, S.27; Winfried Schüller, Das Herzogtum Nassau 1806-1866, Wiesbaden 2006, S.21ff. 一八二一年生まれのトーハウスハムカーリル・ルク・ギムナジウムを経て法律を学び、試補から御史生活に入る。四七年からマイースバーテン勤務で、四八年には『ナッサウ新聞』を創刊し穂健民主派のリーダーとなつた¹⁰。その輿論活動のため、一度は起訴されたが四九年にはド・イレン・ブルクの検事となり、五五一年はディースバートへの検事職に就いた¹¹。四九年身分議会、五二一六年は第一院の議員で、五八年からその議長を務めナッサウ進歩党の創設者でもつた¹²。Vgl. Otto Renkhoff(Hg.), Nassauische Biographie. Kurzbiographien aus 13 Jahrhunderten (エーベルト NB トロッケ記), Wiesbaden 1991, S.78; Cornelia Rösner, Nassauische Parlamentarier, Wiesbaden 1997, S.21-23. ルの政治思想¹³によれば、上記ヤーロウの研究がある。トーハウスは政治実践や経済政策(マヘラ関税同盟と田中義経)を含めた、トーハウスの総合的研究がまだ出でてゐる。

⁽⁶⁾ Wolf-Heino Struck, 175 Jahre Verein für Nassauische Altertumskunde und Geschichtsforschung, in: Nassauische Annalen (エーベルト NA トロッケ記), Bd.98, 1987, S.1-33, hier S.11.

⁽⁷⁾ Protokoll der drei und zwanzigsten General-Versammlung des Vereins für Nassauische Altertumskunde und Geschichtsforschung(エーベルト Protokoll 23 GV トロッケ記), in: NA, Bd.4, Heft 1, 1855, S.217-286, hier S.219.

⁽⁸⁾ W.H.Reth, Nassauische Chronik des Jahres 1848, 1849 (Edr. Wiesbaden 1979), S.57.民主派と共和派に対抗してリールは、立憲派の「ナッサウ一般新聞」を創刊した。画報上位のリールの攻撃に対し、トーハウスは決闘を申し込んだといわれる。だが、その詳細は明確ではない。

⁽⁹⁾ 一七九三年生まれのフランツヤンゼ、各地でギムナジウム教師を経験した後、一八一八年からヴァイルブルク・ギムナジウムの校長を務め、教育に関する講義も多くある。四〇年から五二年の死までイムシタインにあるナッサウ中央文書館の館長であった。Vgl. NB, S.208.トーハウスワーフルクが彼のトドホヘン。

- 証
- (20) Protokoll 23.GV, S.248.
- (21) Ibid., S.249
- 説
- (22) >・トトハイムベッハヘーベーク | 九點、ハルムローベルニヒベーベル | 八點、キーベ | 六點ド、新任の >・ガーナルハ | ○點、
トコート ハエゼン | 聞じよふなど。 Vgl. ibid., S.248
- (23) Ibid., S.282; Karl Schwarz, Beiträge zur Geschichte des nassauischen Altertumsverein und biographische Mitteilungen über dessen Gründer und Förderer, in: NA, Bd.11, 1871, 295-305.
- (24) 大公議事廳は Schwarz, op.cit., S.306f. に『議事廳を設立』 | 一七八〇年出たるハーベナウはチャーペバート、ハド福井館物を維
持川川年新校舎頃西山本堂、四七年高等女子学校を開設』 | 一八〇年からナッサウ邦國書館同書に就任してゐる。
- (25) Vgl. Thomas Weichel, Die Bürger von Wiesbaden. Von der Landstadt zur „Weltkurstadt“ 1780-1914, München 1997, S.204 und S.214f.
坤金期のナッサウ邦國派は、右の立憲派などとの共和派と凶惡された。
- (26) Vgl. Michael Weltengel, Die Revolution von 1848/49 im Rhein-Main-Raum. Politische Vereine und Revolutionsalltag im Großherzogtum Hessen, Herzogtum Nassau und in der Freien Stadt Frankfurt, Wiesbaden 1989, S.508f.
- (27) Protokoll 21.GV, in: NA, Bd.4, 1855, S.168-216, hier S.210.
- (28) Mitteilungen des Vereins für Nassauische Altertumskunde und Geschichtsforschung an seine Mitglieder (以下「Mitteilungen」), Nr.1,
20. October 1851, S.3. | 一月 | 一月 | 一年春、最初の幾点は月刊 | 一年定期報紙 | 一月 | 一年定期報紙は、略してナッサウ歴史博物館
ナッサウ歴史博物館 | 二〇〇一年はなく、ハーベナウ邦國書館に保管されていたが、現在は同書館に移管されている。
- (29) Ibid., S.13.
- (30) Vgl. ibid., S.12f.
- (31) Vgl. ibid., S.14.

- (32) Mitteilungen, Nr.2, 23. December 1851, S.33 und S.39f.
- (33) Mitteilungen, Nr.3, 8. April 1852, S.68.
- (34) Mitteilungen, Nr.5, 30. December 1852, 123f.
- (35) Ibid., S.124 und S.128. 権物専門書籍ハセロハヤルキーベリムラ整理され、貨幣を除く総件数八一五回と報じられる。
Q° Vgl. ibid., S.131.
- (36) Correspondenz-Blatt des Gesammtvereins der deutschen Geschichts- und Altertumsvereine(合衆歴史古物研究会), Jg.2, Nr.1, 1853, S.3.
- (37) 田舎地名の記述は、CBG, Jg.1, Nr.2, 1852 und Jg.2, Nr.2, 1853, S.13f. 大筋釋迦は、田舎地名が「○西銀行の第一町」といふ。長
〇年大余は「川」・「田舎地名」、やれ以後は「○西銀行の「川」町」以下、摘要
の外称は所在地名で略記する。
- (38) 鍋谷船太郎「マイヨルハ王國にゆけぬ支配の民族性の創出と統治政策——マクシミリヤン一世の時代（一八四八—一八六四年）」『歴史論譜』第六四二号、100六年を参照。
- (39) CBG, Jg.1, Nr.1, S.3 und Beilage, Jg.1, Nr.13, 1853, S.1.
- (40) CBG, Jg.1, S.3f.
- (41) CBG, Beilage, Jg.1, Nr.13, 1853, S.3f.
- (42) Ibid., S.9-11.
- (43) Vgl. CBG, Jg.1, Nr.6, 1853, S.44.
- (44) Vgl. CBG, Jg.2, Nr.1, 1853, S.26-29.
- (45) CBG, Jg.1, Nr.2, 1852, S.10f. und Jg.3, Nr.1, 1854, S.5f.
- (46) Vgl. Schwarz, op. cit., S.312f. und S.324f.

説
論
誌」（CBG, Jg.1, Nr.2, 1852, S.11f.) 云々「われはオリジナルなものを優先するべくハムカ 多様な公共機関や協会の収集品の中から物のコレクターマ概要・抜粋かひなを」としてゐた。

(48) CBG, Jg.2, Nr.7, 1853, S.55.
(49) CBG, Jg.2, Nr.4, 1853, S.28 und Jg.3, Nr.1, 1854, S.6.たゞいはくセハ公爵は毎年マインツ歴史協会に四〇〇ハローランの補助金を出しつた（CBG, Jg.1, Nr.6, 1853, S.44）が、五四年大会ハーベル報告（CBG, Jg.3, Nr.3, 1854, S.33ff.）によれば、中央博物館に四〇〇ハローランの援助を行つた。また、君主の援助を得て各地の博物館は、所蔵品の複製を作成して寄付した。ついに五六年大会報告によれば、オーストリア皇帝ヨーカッハ（御園三年）およびアロイゼン国王ヨーカッハ（御園五年）の毎年の寄付が決定された（CBG, Jg.5, Nr.1, 1856, S.27）。なお、ヨーカッハ＝ターハーもあ。

(50) Vgl. Schwartz, op.cit., S.335-344.ハーベルは父から相続したハールンカタイヒ農場を一一万五千ハローランド売却した、と云ふ（ibid., S.344）。彼は生涯独身であった。

(51) CBG, Jg.8, Nr.13-15, 1860, S.106.

(52) CBG, Jg.13, Nr.10, 1865, S.75.

(53) CBG, Jg.8, Nr.8, 1860, S.68.

(54) Vgl. Schüller, op.cit., S.226-232, 343 und S.345-349.

(55) 政治過程について、以下を参照。Ibid., S.233-268; Kropat, op.cit., S.41-52.

(56) ナッサウを出た公爵アルフはウェーンなどに邸宅を購入して就任した。公国内の財産については、プロイセン国王の配慮により、シーフリヒ宮殿などの返却と一五〇〇万ハローランの賠償が行われた。ナッサウ＝ホーリン家の後継者として一八

一八五〇・六〇年代ドイツの歴史協会（若尾）

九〇年には、ルクセンブルク大公に貢せられ、晩年はマールブルク領主にまでなった。ルクセンブルク Großherzoge von Luxemburg, in: N.A., Bd.95, 1984, S.173-192, hier S.173f.

(15) Struck, op.cit, S.139; Weichel, op. cit, S.253f.

(16) ノルマンディー・カルマニエ大領にて活動を展開したトマス・ブルース伯爵が、1329° Mitteilungen an die Mitglieder des Vereins für Nassauische Altertumskunde und Geschichtsforschung in Wiesbaden (以下 Mitteilungen と略記), Nr.2, Januar 1863, S.3.

(17) Periodische Blätter der Geschichts- und Altertumsvereine zu Kassel, Darmstadt, Wiesbaden, Frankfurt M. und Mainz(以下 PB と略記), Nr.3, October 1854, S.81f.

(18) Mitteilungen, Nr.3, Januar 1864, S.2.

(19) Mitteilungen, Nr.4, März 1865, S.1.

(20) PB, Nr.3, Januar 1859, S.199.トロイア戦争の年度(?)への寄付。観が添えられてる。(Ibid, S.200f.)°

(21) ノルマンディー・カルマニエ大領のヘンリク・アーヴィングは五八年、トマス・ブルース伯爵が、1329° Struck, op. cit, S.30. Vgl. NB, S.642.

(22) Vgl. Weichel, op. cit., S.357.

(23) PB, Nr.9, April 1859, S.238.

(24) Mitteilungen, Nr.1, September 1861, S.1.

(25) Ibid., S.1f. und S.6.

(26) Ibid., S.7ff.

(27) Mitteilungen, Nr.2, Januar 1863, S.1.

(28) ノルマンディー・カルマニエ大領のヘンリク・アーヴィング Bernd-Rüdiger Kern, Studien zur politischen Entwicklung des nassauischen Liberalen Karl Braun,

- 論
in: NA, Bd.94, 1983, S.185-201, hier S.199.
- (72) Mitteilungen, Nr.2, Januar 1863, S.1-6.
- 論
(73) Mitteilungen, Nr.3, Januar 1864, S.1.
- (74) Mitteilungen, Nr.4, März 1865, S.1.
- (75) Mitteilungen, Nr.5 und 6, März 1867, S.5f.
- (76) 摘要‘前釋書’ H 1 論文參照。
- (77) CBG, Ig.16, Nr.11, 1868, S.84.
- (78) 摘要‘前釋書’ 国國一國H論文參照。
- (79) Vgl. Wolf-Arno Kropat, Das liberale Bürgertum in Nassau und die Reichsgründung (1866-1871), in: NA, Bd.81, 1971, S.303-323, hier S.313.
- (80) CBG, Ig.13, Nr.1, S.10f.
- (81) CBG, Ig.16, Nr.9 und 10, 1868, S.65-72 und S.73-76.
- (82) CBG, Ig.18, Nr.11, 1870, S.81-85, hier S.81f.
- (83) CBG, Ig.19, Nr.11, 1871, S.81-84, hier S.81f.
- (84) Kropat, op. cit., 1971, S.314.
- (85) Schwarz, op. cit., S.2.
- (86) Vgl. Kropat, op. cit., 1987, S.29.
- (87) CBG, Ig.20, Nr.7, 1872, S.50.